

## 令和3年度「子どもの人権SOSミニレター」事業の実施内容

全国の法務局・地方法務局及び都道府県人権擁護委員連合会では、平成18年度から、料金受取人払の便箋兼封筒「子どもの人権SOSミニレター」（小学生用及び中学生用の2種類）を全国の小・中学校の児童・生徒に配布することにより、身近な人にも相談できない子どもたちの悩みごとを的確に把握し、学校及び関係機関と連携を図りながら、子どもをめぐる様々な人権問題の解決に当たっています。

### 1 対象者

全国の小学校及び中学校（中等教育学校（前期課程）、義務教育学校及び特別支援学校（小学部及び中学部）を含む。）の児童・生徒全て

### 2 実施時期

令和3年5月25日（火）から7月上旬までにかけて全国の小中学校に「子どもの人権SOSミニレター」を配布

### 3 実施機関 法務局・地方法務局及び都道府県人権擁護委員連合会

### 4 対応する相談員 法務局職員及び人権擁護委員

### 5 想定される相談内容

- (例)・学校で「いじめ」を受けている。  
・学校で「体罰」を受けている。  
・家庭で「暴行・虐待」を受けている。  
など。

※ 事案によっては、学校・児童相談所などの関係機関と連携しながら被害者の速やかな保護に努めるとともに、人権侵害の疑いのある相談については、人権侵犯事件として調査を開始する場合があります。（過去の救済事例は別添1のとおり）

### (参考)

- (1) 相談件数の推移・内訳（別添2のとおり）
- (2) 児童・生徒（その保護者）からのお礼の声（別添3のとおり）
- (3) 子どもの人権問題に関する「子どもの人権SOSミニレター」以外の相談窓口

- 子どもの人権110番(全国共通フリーダイヤル)  
0120-007-110(ゼロゼロなのひゃくとおばん)
- 子どもの人権SOS-eメール(24時間受付)  
(パソコン, 携帯電話, スマートフォン共通)<https://www.jinken.go.jp/kodomo>



## 「子どもの人権SOSミニレター」を端緒に救済措置を講じた主な事例

### 1. 小学校におけるいじめに対する不適切な対応

◆小学生から、同級生からいじめを受けているとして、「子どもの人権SOSミニレター」が送付された事案である。

法務局の調査において、学校は加害児童の行為を把握し、担任が指導するなどの対応を行っていたが、それがいじめであるとの認識がないことが分かった。

そこで、法務局は、学校にいじめとして対応することを要請したところ、学校はこれを了承し、いじめとして加害児童を指導するとともに被害者に対する見守り体制の充実を図った。

その後、人権擁護委員が被害者に学校の状況を確認するミニレターを同封して送ったところ、クラスは楽しい旨のミニレターが返送され、被害者が安心して学校に通っていることを確認することができた。

(措置:「調整」)

### 2. 母親による子に対する虐待

◆小学生から、母親から食事を満足に与えられない、長時間ベランダに締め出されるなどの虐待を受けているとして、「子どもの人権SOSミニレター」が送付された事案である。

緊急性が高い事案であると判断した法務局は、直ちに小学校と児童相談所に連絡を取り、被害者の状況を聴取するとともに、情報提供を行い、必要な対応を要請した。その後、児童相談所は被害者を一時保護するに至った。

被害者の健康状態は良好であり、被害者は、法務局からのミニレターの返信について「励まされた気がする。」と述べている。

(措置:「援助」)

### 3. 兄による妹に対する性的虐待

◆家庭における悩みがある中学生と「子どもの人権SOSミニレター」のやり取りを継続していた人権擁護委員に、心を開いてくれた中学生から、兄から性的行為を強要されているとのより深刻な相談があった事案である。

緊急性が高い事案であると判断した法務局及び人権擁護委員は、直ちに中学校及び児童相談所と対応を協議し、中学生の了承を得て児童相談所が面談を実施し、その結果、中学生は児童相談所に一時保護された。

(措置:「援助」)

### 4. 中学校教諭による体罰

◆中学校教諭が体罰を行っている旨の「子どもの人権SOSミニレター」が複数の生徒から法務局に送付された事案である。

法務局が調査した結果、当該教諭が、複数回にわたり、忘れ物をするなどした生徒に対し、授業中に椅子の上で一定の時間、正座をさせた事実が認められた。

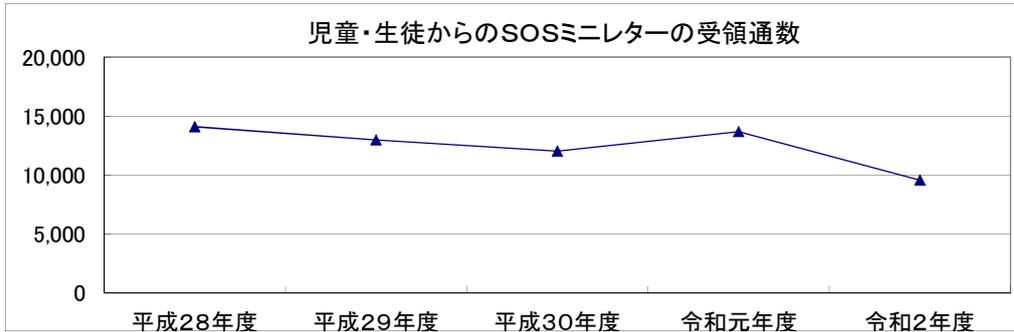
そこで、法務局は、教諭に対して、当該行為は教育上の指導の限度を超える体罰に該当するものであり、その不当性を認識し、今後、二度と体罰を行わないよう説示するとともに、校長に対して、職員に対する指導をより一層徹底するよう要請した。

(措置:「説示」「要請」)

# 「子どもの人権SOSミニレター」統計資料(平成28年度～令和2年度)

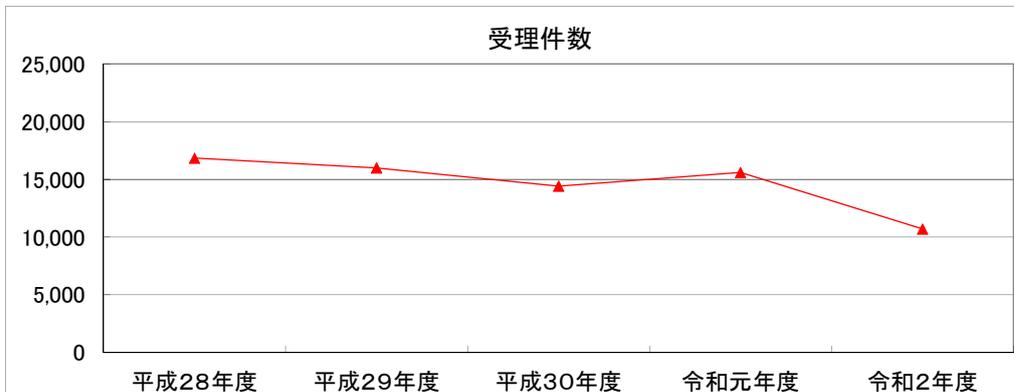
## 1. 児童・生徒からのSOSミニレターの受領通数(単位:通)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
受領通数	14,092	12,975	12,016	13,685	9,563



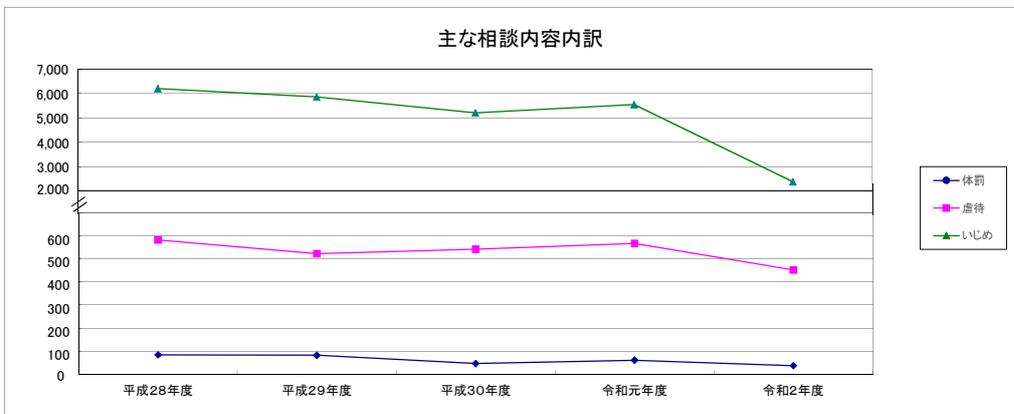
## 2. SOSミニレターを端緒とする人権相談の受理件数(単位:件) ※注

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
受理件数	16,845	16,005	14,410	15,594	10,704



## 3. 相談内容内訳(単位:件) ※注

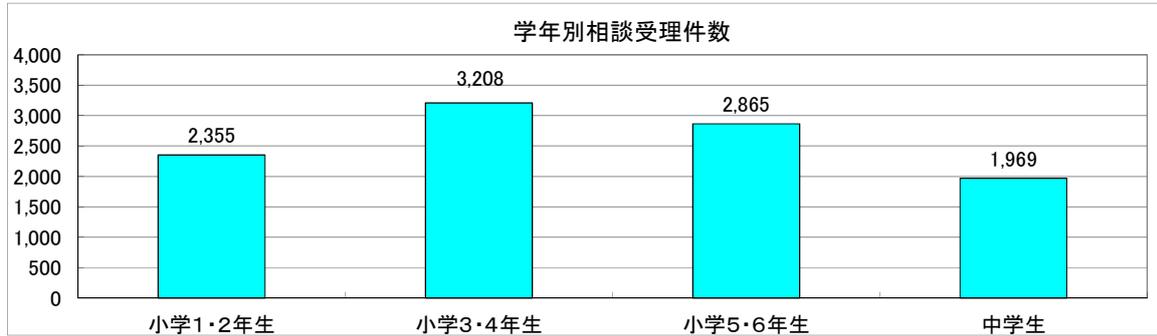
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
体罰	84	82	46	61	37
虐待	582	522	541	566	451
いじめ	6,200	5,859	5,204	5,546	2,368
その他	9,979	9,542	8,619	9,421	7,848



※注 1通のミニレターに複数の相談内容が含まれている場合、それぞれを人権相談として受理している。

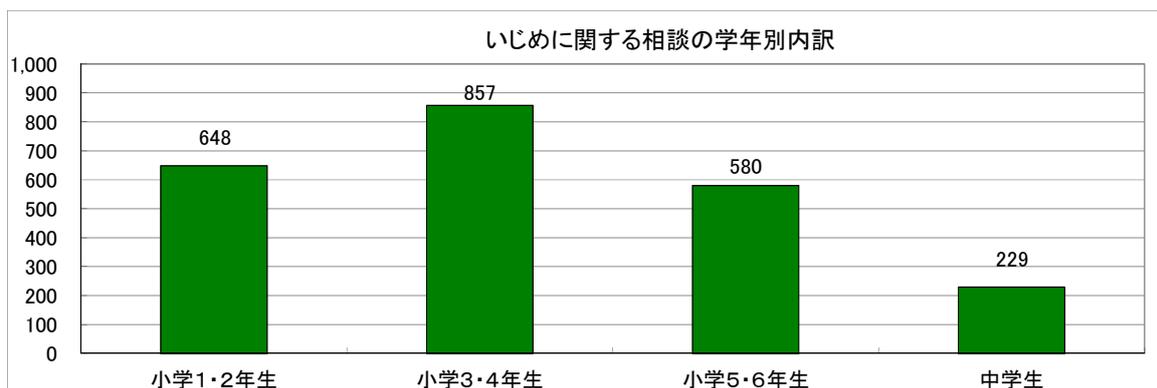
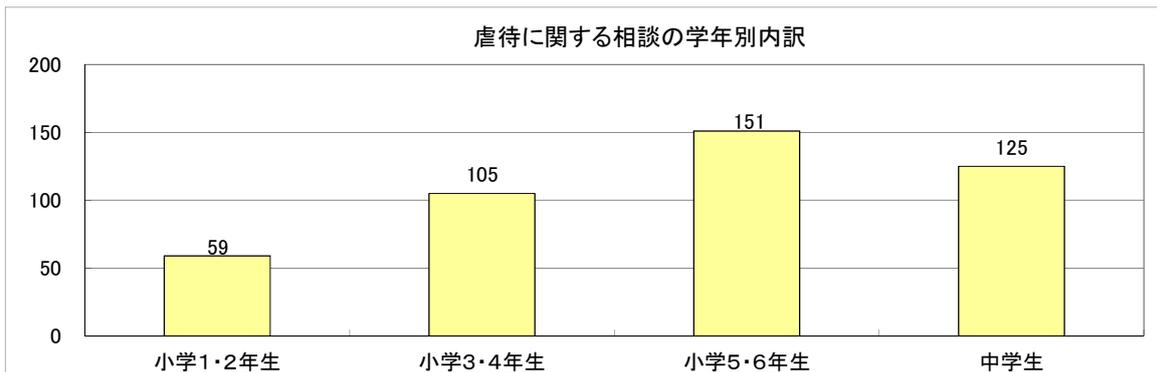
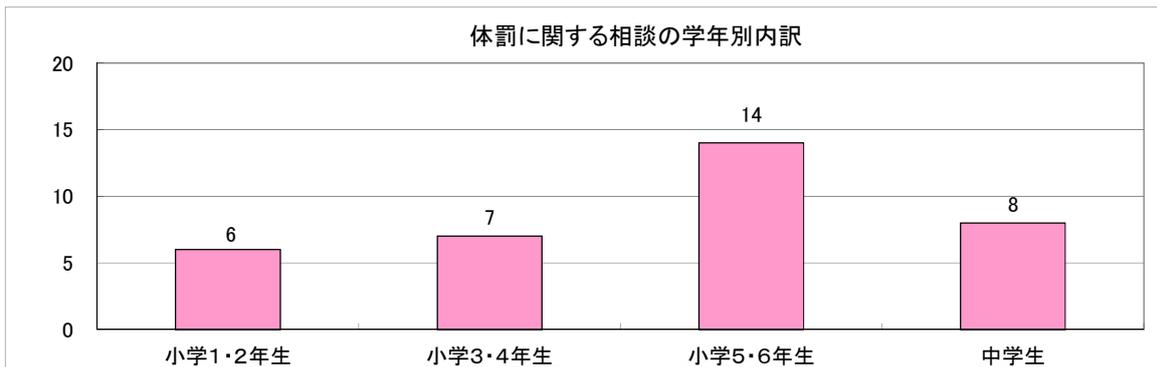
1. 学年別相談受理件数(単位:件)

	小学1・2年生	小学3・4年生	小学5・6年生	中学生	不明	合計
件数	2,355	3,208	2,865	1,969	307	10,704



2. 学年別相談内容内訳(単位:件)

	小学1・2年生	小学3・4年生	小学5・6年生	中学生	不明	合計
体罰	6	7	14	8	2	37
虐待	59	105	151	125	11	451
いじめ	648	857	580	229	54	488
その他	1,642	2,239	2,120	1,607	240	7,848



## 児童・生徒からのお礼の声

送付されたミニレターに対しては、法務局職員や人権擁護委員が必ず返信をしています。ここでは、返信や法務局の対応に対して相談者から寄せられたお礼の声を紹介します。

### ① いじめや母親との不和に悩んでいた女子生徒から

中学1年生(当時)の女子生徒から、小学生の頃から続くいじめや、母親との不和などから、自分の居場所がないといった内容が書かれたミニレターが送付された事例

お手紙ありがとうございます。とても、うれしかったです。(返事をくれた)〇〇さんからの手紙、とてもうれしく思います。心強いです。元気が出ました。本当にありがとうございます。

### ② 生きることに悩んでいた女子生徒から

中学1年生(当時)の女子生徒から、何もかもがどうでもよくなり、学校や親など人と接するのも疲れ、死を意識した内容のミニレターが送付された事例

優しいお言葉をありがとうございます。手紙を読んだとき、涙が止まりませんでした。「私は生きていていいんだ」と心の底から思いました。何ごとにも感情が持てるようになりました。これは(返事をくれた)〇〇さんからの手紙をみて安心したんだと思います。ありがとうございます。

### ③ 同級生から意地悪をされていることに悩んでいた女子児童から

小学3年生(当時)の女子児童から、前の席の子から意地悪をされて嫌な思いをしている、どうしたらいいかとのミニレターによる相談が寄せられた事例

(返事をくれた)〇〇さんに報告です。アドバイスをいただいて、服を汚されていることを先生に話したら、かいぎになって、その子からあやまってくれました。こんな子どものいじめのことで、そうだんにのって来てありがとうございました